

滋賀県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、「小集落地区等改良事業制度要綱等の廃止について」（平成14年3月29日付け国住整第1236号）による廃止前の住宅新築資金等貸付制度要綱（昭和49年9月1日付け建設省住整発第69号）および住宅新築資金等貸付要領（昭和49年9月1日付け建設省住整発第70号の2）（以下「旧要綱等」という。）に基づいて貸付事業を行った市町に対し、貸付金と起債との償還差額およびその貸付金の償還の推進に要する経費について予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「償還推進助成事業」とは、国の旧要綱等に基づき、平成13年度までに貸付けられた住宅新築資金、住宅改修資金または宅地取得資金（以下「住宅新築資金等」という。）の償還の推進に要する市町の経費の一部を助成する事業をいう。

2 この要綱において「滋賀県住宅新築資金等貸付助成事業」とは、「償還推進助成事業」をいう。

3 この要綱において償還推進助成事業における「償還件数」とは、平成13年度までに貸し付けられた住宅新築資金等の合計件数のうち、完納、繰上償還および再貸付を要しない期限前償還のあった分についての合計件数を差し引いた件数をいう。

(助成対象市町)

第3条 償還推進助成事業の対象となる市町（以下「対象市町」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たす市町とする。

- (1) 前年度までに、貸し付けた住宅新築資金等の借受人からの償還が完了していないこと。
- (2) 財政力指数が0.8未満であること。

(補助対象額)

第4条 償還推進助成事業の補助対象額は、次の各号に係る経費を合算した額とする。

- (1) 基本的回収に要する経費

前年度までの滞納に係らない償還金の回収に要する別表1に掲げる経費。ただし、当該償還金の償還件数（住宅新築資金、住宅改修資金および宅地取得資金それぞれの償還件数の合計件数とする。）に1件当たり2,200円を乗じて得た額を限度とする。

- (2) 督促等に要する経費

前年度までの滞納に係る償還金の回収のための督促等に要する別表1に掲げる経費。ただし、当該償還金の償還件数（住宅新築資金、住宅改修資金および宅地取得資金それぞれの償還件数の合計件数とする。）に1件当たり7,550円を乗じて得た額を限度とする。

- (3) 債務引受承認に要する経費

債務引受承認に要する別表1に掲げる経費。ただし、承認1件当たり10,490円を乗じて得た額を限度とする。

- (4) 法的措置に要する経費

弁護士への相談、調停・訴訟等の法的措置に要する経費（次号以下に掲げるものを除く。）。ただし、弁護士法の一部を改正する法律（平成15年法律第128号）の規定による改正前の弁護士法（昭和24年法律第205号）第33条第2項第8号に規定する弁護士の報酬に関する標準を示す規定が定める額を限度とする。

- (5) 強制執行の申立て等に要する経費

任意競売の申立て、強制執行の申立て、支払督促の申立て、訴訟提起等の手続きまたは配当参加に要する経費。ただし、任意競売の申立てについて1件当たり40,790円、強制執行の申立てについて1件当たり32,190円、支払督促の申立てについて1件当たり30,720円、訴訟提起等の手続きについて1件当たり33,660円、配当参加について1件当たり7,130円をそれぞれの件数に乗じて得た額の合計額を限度とする。

(6) 取得財産の管理および処分に要する経費

取得財産の売却もしくは賃貸、売却した取得財産の割賦払売却代金に係る債権の管理回収、取得財産の管理または売却し、もしくは賃貸している取得財産に係る強制執行の申立て等に要する経費。ただし、取得財産の売却または賃貸について1件当たり2,620円、売却した取得財産の割賦払売却代金に係る債権の管理回収について1件当たり2,140円、取得財産の管理について1件当たり3,900円、売却し、または賃貸している取得財産に係る強制執行の申立て等については前号に規定する額を、それぞれの件数に乗じて得られる額の合計額を限度とする。

(7) 未償還額と強制執行等による取立て額等との差額

強制執行・配当参加・抵当権の実行により債権の保全を最大限図っても借受人からの未償還分の回収が著しく困難であり、かつ、保証人からの償還が困難と認められる場合の未償還額と強制執行等による取立て額等との差額。

(8) 災害または火災により住宅が滅失した場合における未償還額と火災保険等による充当額等との差額

災害または火災により貸付金に係る住宅が滅失し、借受人からの未償還分の回収が著しく困難であり、かつ、保証人からの償還が困難と認められる場合の未償還額と火災保険等による充当額との差額。

(9) その他国土交通大臣が特に必要と認め、補助対象となる経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の補助対象額に4分の3をそれぞれ乗じて得た額とする。

(交付申請)

第6条 対象市町の長は、規則第3条に規定する補助金交付申請書(別記様式第1号)に、次の各号に掲げる添付書類を添えて別に定める期日までに知事に提出するものとする。

- (1) 住宅新築資金等貸付助成事業費補助金計算・報告書(別記様式第2号)
- (2) 住宅新築資金等貸付事業交付決定年度別貸付状況表(別記様式第3号)
- (3) 住宅新築資金等貸付金事業に係る歳入歳出予算議決書

(実績報告)

第7条 対象市町の長は、償還推進助成事業については、規則第12条の規定による補助事業等実績報告書(別記様式第4号)に、次の各号に掲げる添付書類を添えて知事に報告しなければならない。

- (1) 補助金精算調書(別記様式第5号)
- (2) 「償還推進助成事業」分の補助金交付決定通知書の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金等の交付決定の通知および額の確定の通知)

第8条 規則第6条の規定による補助金等の交付決定の通知は規則第3条の補助金等交付申請書の、規則第13条の規定による補助金等の額の確定の通知は規則第12条の補助事業等実績報告書の提出があった日からそれぞれ30日以内に行うものとする。

(補助金の経理等)

第9条 対象市町の長は、当該補助金について、住宅新築資金等貸付事業の経理のために設置した特別会計等において、その経理を明らかにし、これらの書類を保存しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第10条 対象市町の長は、第6条の規定に基づく交付申請または第7条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第11条 規則およびこの要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行し、昭和 63 年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 3 年 5 月 30 日から施行し、平成 3 年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行し、平成 4 年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行し、平成 11 年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行し、平成 13 年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行し、平成 14 年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行し、平成 15 年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行し、平成 16 年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、平成 17 年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行し、令和 2 年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度の補助金から適用する。

別表（第4条関係）

項 目	説 明
給料	事業執行のため直接必要な一般職員の給料
職員手当	事業執行のため直接必要な一般職員に対する諸手当
共済費	職員に係る地方公務員共済組合に対する負担金並びに報酬、給料及び賃金に係る社会保険料
賃金	事業執行に直接必要な補助員等の賃金（ただし、庶務、経理等の一般管理事務に従事する者を除く。）
報償費	謝礼金等
旅費	事業執行のための他県への出張、関係機関等との連絡等に必要な普通旅費及び非常勤職員の費用弁償
需用費	文具費、消耗器材費等消耗品費、自動車等の燃料費、茶菓子、弁当等食糧費（事業執行のために特に必要な場合。なお、食糧費の執行については、平成7年11月20日付け、建設省会発第641号建設事務次官通達「建設省所管補助事業における食糧費の支出について」に留意すること。）、設計書、図面、報告書、帳簿等の印刷、製本代等印刷製本費、電気、水道、瓦斯等の使用料、同計器使用料等光熱水費並びに事務用器具及び自動車・自転車等備品の修繕料
役務費	郵便、電信電話料及び運搬料等通信運搬費用、物品保管料、倉庫料等保管料、試験料、宅地の取得に要する手数料等の手数料、設計書報告書等の筆耕料並びに自動車損害保険料等
委託料	設計、試験、調査等の委託料
使用料及び賃借料	自動車借上、会場借上、物品その他の借上等使用料及び賃借料
備品購入費	事務用器具、機械、図書等の購入費で原型のまま比較的長期の反覆使用に耐える物品の購入費（昭和34年3月12日付け建設省会発第74号建設事務次官通達「補助事業等における残存物件の取扱いについて」参照）
負担金、補助金及び交付金	事業執行のために必要な負担金等。ただし、経常的会費等は含まない。

番 号

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

事業主体の長

氏 名

滋賀県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金交付申請書

年度滋賀県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金の交付を受けたいので、滋賀県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

1. 補助事業の名称

2. 補助事業の目的および内容

3. 交付申請額 千円

4. 交付申請額の算出方法 別記様式第2号のとおり

担当課：
担当者氏名：
電話：
Mail：

年度補助金対象経費明細表

(償還推進助成事業)

(単位:円)

補助対象経費	補助対象 費目	細 目		実績額	積算内訳	備 考
		節	区 分			
基本的回収に要する経費						
小 計				0		
督促等に要する経費						
小 計				0		
債務引受承認に要する経費						
小 計				0		
法的措置に要する経費						
強制執行の申立て等に要する経費						
取得財産の管理及び処分に要する経費						
未償還額と強制執行等による取立て額等との差額						
未償還額と火災保険等による充当額等との差額						
その他国土交通大臣が特に認める費用						
合 計				0		

住宅新築資金等貸付助成事業費補助金計算書

償還推進助成事業

(1) 財政力指数

財政力指数	
-------	--

注：第3条に規定する財政力指数を記入すること。

(2) 補助金算出表

区 分	件数 (A)	限度額 (B)	A × B (C)	事業費 (D)	要する経費	補助基本額	補助率	補助金額
基 本 的 回 収	件	円	0 円	0 円	0 円			
督 促 等			0	0	0			
債 務 引 受 承 認			0	0	0			
法 的 措 置			0	0	0			
強 制 執 行	任 意 競 売		0		0			
	強 制 執 行		0		0			
	支 払 督 促		0		0			
	訴 訟 提 起		0		0			
	配 当 参 加		0		0			
	小 計			0	0	0		
財 産 管 理 ・ 処 分	売 却 ・ 賃 貸		0		0			
	割 賦 払 売 却 資 金		0		0			
	取 得 財 産 管 理		0		0			
	小 計			0	0	0		
未償還額と強制執行等の取立額等との差額				0	0			
未償還額と火災保険等の充当額等との差額				0	0			
その他国土交通大臣が必要と認める費用				0	0			
合 計					0	0 千円	3/4	0 千円

注：①限度額(B)欄には、第4条第3号に規定する限度額を記入すること。

②事業費(D)欄には、実際に要する事業費を記入すること。

③要する経費欄には、(C)欄と(D)欄を比較して小さい方を記入すること。

住宅新築資金等貸付事業交付決定年度別貸付状況表

償還推進助成事業

(単位:件、千円)

資金名	区分	年度		年度		年度		年度		合 計	
		件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額
新築資金	貸付実績										
	償還完了済										
	計										
	滞納分										
改修資金	貸付実績										
	償還完了済										
	計										
	滞納分										
宅地資金	貸付実績										
	償還完了済										
	計										
	滞納分										
合計	貸付実績										
	償還完了済										
	計										
	滞納分										

注: ①貸付実績欄には、当該助成事業を行う前年度までの各年度に係る住宅新築資金等貸付事業完了実績報告に基づき、各資金について貸付実績件数および貸付実績額を計上すること。

②償還完了済欄には、注①の貸付実績のうち、助成事業を行う当該年度の9月末までに完納、繰上償還および再貸付を要しない期限内償還のあった分について、その合計を計上すること。

③計欄については、注①の貸付実績から注②の償還完了済を差し引いたものを計上すること。

④滞納分欄については、当該助成事業を行う年度の前年度までの滞納に係るもので、当該年度に調定額として計上されているもの限り計上すること。

番 号
年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

事業主体の長
氏 名

年度滋賀県住宅新築資金等貸付助成事業完了実績報告書

(償還推進助成事業)

年 月 日付け滋住第 号で交付決定の通知があった 年度住宅新築資金等貸付助成事業費補助金について、滋賀県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

関係書類

- (1)補助金精算調書
- (2)補助金交付決定通知書の写し
- (3)その他関係書類

担当課：
担当者氏名：
電話：
Mail：

別記様式第5号

年度 住宅新築資金等貸付助成事業費補助金精算調書

(償還推進助成事業)

補助対象経費	補助対象費目	細目		実績額	交付決定の内容			精算額			補助金返納額又は不要額
		節	区分		補助基本額	補助率	補助金額	補助基本額	補助率	補助金額	
基本的回収に要する経費											
小計				0							
督促等に要する経費											
小計				0							
債務引受承認に要する経費											
小計				0							
法的措置に要する経費											
強制執行の申立て等に要する経費											
取得財産の管理及び処分に関する経費											
未償還額と強制執行等による取立て額等との差額											
未償還額と火災保険等による充当額等との差額											
その他国土交通大臣が特に認める費用											
合計				0	円	3/4	千円	円	3/4	千円	千円